

第5回教育委員会

平成30年2月21日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

議 案

議案第16号

教員としての資質の向上に関する指標の策定について

教員としての資質の向上に関する指標の策定について

作成にあたって

平成 29 年 4 月に教育公務員特例法の一部が改正され、教員等の任命権者には「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」（以下「資質の向上に関する指標」という。）の策定が義務付けられた。これを受け、本市では連合教職大学院を構成している「大阪教育大学」「関西大学」「近畿大学」と本市のシンクタンク機能を担う「大阪市立大学」の計 4 大学の代表、並びに幼稚園・小学校・中学校・高等学校の校舎長会の代表と教育委員会事務局の職員で構成する「大阪市教員育成協議会」を設置し、資質の向上に関する指標（案）について、協議を行った。

作成に関する経過について

文部科学大臣が策定した「指針」の中に明記されている「指標の内容を定める際の観点」を踏まえるとともに、大阪市教育振興基本計画において重点的に取り組むべき 8 つの施策に関連付けて資質の向上に関する指標の素案を作成し、大学等で構成する大阪市教員育成協議会において、資質の向上に関する指標（案）についての協議を行った。

- ・ 10/2 第 1 回大阪市教員育成協議会
- ・ 12/18 第 2 回大阪市教員育成協議会

【参考】

教育公務員特例法（抜粋）

（校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針）

第 22 条の二 文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、次条第 1 項に規定する指標の策定に関する指針を定めなければならない。

（校長及び教員としての資質の向上に関する指標）

第 22 条の三 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標を定めるものとする。

（協議会）

第 22 条の五 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会を組織するものとする。

公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（文科省）（抜粋）

（趣旨）

任命権者が指標を策定することとする趣旨は、教員等の資質の向上を担う任命権者と教員養成を担う大学等の共通認識の下、教員等が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質を明確化することである。

（指標の内容を定める際の観点）

- (1) 教職を担うに当たり必要となる素養に関する事項
- (2) 教育課程の編成、教育又は保育の方法及び技術に関する事項
- (3) 学級経営、ガイダンス及びカウンセリングに関する事項
- (4) 幼児、児童及び生徒に対する理解、生徒指導、教育相談、進路指導及びキャリア教育等に関する事項
- (5) 特別な配慮を必要とする幼児、児童及び生徒への指導に関する事項
- (6) 学校運営に関する事項
- (7) 他の教職員との連携及び協働の在り方に関する事項

教員としての資質の向上に関する指標(案)

資料 1

キャリアステージ				0ステージ	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ
				大阪市が求める着任時の姿	初任教員 期	若手教員 期	中堅教員 期	中核・ベテラン教員 期
A	法令遵守	使命・法令	1	・社会人としての一般常識を身に付け、守らなければならない法令を理解し、遵守している。	・教育公務員の使命と責任を理解し、法令等を遵守し、誠実かつ公正な態度で効率的に職務を遂行することができる。		・教育公務員の使命と責任、法令等の遵守や、計画的・効率的な職務遂行の重要性について、校内で積極的に発信することができる。	・教育公務員の使命と責任や法令に関する豊富な知識を持ち、計画的・効率的な職務遂行等について学校全体として課題を発見し、進んで改善することができる。
		一マナー・一般常識	2		・教育公務員として必要なマナー、適切な服装、言葉遣い等、誠実な態度で職務を遂行することができる。		・教育公務員としてのマナーや適切な服装、態度等について、校内で積極的に発信することができる。	・教育公務員としてのマナーや適切な服装、態度等について模範となり、学校全体として課題を発見し、改善することができる。
	人権尊重	人権課題	3	・人権に関する基本的な知識等を理解し、人権尊重の態度を身に付けている。	・子ども一人ひとりの気持ちや願い、背景を理解して適切に指導することができる。		・鋭敏な人権感覚で学校の課題を把握し、解決に向けて積極的に教育活動を提案することができる。	・人権に関する豊富な知識や情報を持ち、学校組織として人権尊重の教育を中心となって実践することができる。
		人権教育の推進	4		・子ども一人ひとりを尊重するとともに、いじめや暴力行為のない豊かな人間関係を形成する集団づくりができる。		・子ども一人ひとりを尊重するとともに、いじめや暴力行為のない人権尊重の教育を推進するために、学校全体で連携してよりよい集団づくりができる。	・子ども一人ひとりを尊重するとともに、思いやる心を育成する学校づくりの実現に向けて、地域や関係機関と連携した校内研修を企画・実践することができる。
	自己研鑽	学び続ける意欲	5	・主体的に学ぶ姿勢を身に付けている。	・校内外の研修を受講する等、主体的に学ぶことにより、自己の課題を分析し、改善することができる。	・研修や各種の研究会等に関する情報を収集して、自己の課題にあった研修、研究会等に積極的に参加し、自己の教師力を高めることができる。	・研修や各種の研究会等で得た情報や知識を教員同士が互いに共有し、活用するよう働きかけることができる。	・学び合い・高め合う学校づくりに向けて、国や本市の動向を反映した最新の情報等を収集し、校内外での研修会で積極的に発信することができる。
		省察する姿勢	6	・他者からアドバイスを受けることの重要性やその手順等を認識している。	・他者からのアドバイスを謙虚に受け止め、改善することができる。	・指導力を高めるために、自己の教育実践を積極的に公開し、他者からのアドバイスを活用することができる。	・自己の教育実践について省み、課題を分析したキャリアプランを作成する等、積極的に自己研鑽することができる。	・校内で自己評価、他者評価の結果を客観的に分析する等、他の教職員が謙虚に課題を改善するよう働きかけ、意識を高めることができる。
B	子どもとの関わり	受容的な態度	7	・子どもに対して愛情を抱いている。	・カウンセリングマインドを持って子どもと関わり、信頼を得ることができる。	・公平かつ受容的・共感的な態度で子どもと関わり、より深い信頼関係を築くことができる。	・子ども理解に基づいた子どもとの関わり方について、校内で積極的に発信することができる。	・より深い子どもとの関わり方について、模範を示し、学校全体で教員の意識を高めることができる。
		実態把握	8	・子どもの生活や健康についての基本的な知識等を理解している。	・子どもの生活や健康について情報を集め、適切に指導することができる。	・子どもの生活や健康について積極的に情報を収集し、課題を意識して指導することができる。	・幅広い視点で子どもを取り巻く状況について情報収集し、他の教員と協働して指導に活かすことができる。	・子どもの状況等について経験に基づいた適切な把握ができ、学校組織として共有することができる。
		個性の伸長	9	・子ども一人ひとりのよさを見つげようとする姿勢を身に付けている。	・子ども一人ひとりの特性や心身の状況をとらえ、よさや可能性を伸ばすことができる。	・子ども一人ひとりの特性や心身の状況を多面的にとらえ、学校生活の様々な場面においてよさや可能性を伸ばすことができる。	・子ども一人ひとりのよさや可能性を伸ばし、活躍できる場の設定を、他の教員とともに企画、実現することができる。	・幅広い視点から子ども一人ひとりの特性を伸ばす取組について、学校全体として改善・充実することができる。
		個に応じた支援	10	・支援を要する子どもについての基礎的な知識等を理解している。 ・インクルーシブ教育の基本的な考え方を理解している。	・支援を要する子どもについてその特性を理解し、適切に支援することができる。 ・障がいのある子どもの実態や保護者の願いを把握し、合理的配慮の観点を踏まえた「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成・活用し、指導・支援することができる。	・支援を要する子どもの状況を的確にとらえ、個に応じて適切に支援することができる。 ・障がいのある子どもの実態や保護者の願いを的確にとらえ、合理的配慮の観点を踏まえた「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成・活用し、個に応じた適切な指導・支援をすることができる。	・支援を要する子どもの課題を把握し、学年等において機能的な組織づくりができる。 ・「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」に基づき、校内委員会等を開催し、組織的な指導・支援を計画することができる。	・外部機関との連携を図り、学校全体として支援を要する子どもの個々の実態に応じた適切な指導・支援ができる。 ・学校全体でインクルーシブ教育に取り組むことの意義について教員相互の共通理解を深めることができる。
	学級経営	づくり・集団	11	・学級づくりについて基本的な知識等を理解している。	・子どもとの信頼関係を基にして、一人ひとりの思いを大切にする学級づくりができる。	・子どもとの深い信頼関係を築き、子どもの個性を活かした互いに支え合う学級づくりができる。	・他の教員とともに学級、学年等で、子ども一人ひとりの自立を促し、相互に認め合い、高め合う集団づくりができる。	・よりよい集団づくりを進めるために、学校全体の状況を把握し、課題を発見して、改善することができる。
		規律指導	12	・学校生活におけるルール的重要性について理解している。	・学校生活におけるルールや学習規律の重要性について意識し、毅然とした態度で指導ができる。	・学校生活におけるルールや学習規律をより確実なものにするために、指導法を改善することができる。	・学校生活におけるルールや学習規律を尊重する集団の実現に向けて、効果的な指導を工夫して実践することができる。	・ルールや学習規律が確立した学校づくりを実現するための取組を企画し、実践することができる。
	生活指導	問題行動	13	・子どもの問題行動についての基本的な知識等を理解し、それに応じるための基本的なスキルを有している。	・子どもの問題行動の事実を把握し、早期発見・早期対応することができる。 ・情報モラルに関する基本的な知識に基づいて、指導することができる。	・子どもの状況を把握し、様々な問題行動に対してその背景や原因も意識しながら、他の教員と連携して適切に指導することができる。	・子どもの問題行動の背景や原因を多面的にとらえ、迅速に解決するための学年等での取組を実践することができる。	・子どもの問題行動に関する多様な事例や関係機関との連携についての知識を持ち、学校全体としての生活指導力を高めることができる。
		人間関係の形成	14	・一人ひとりの子どもが活躍できる集団のよさ、それをつくるための方法論について理解している。	・様々な教育活動において、子ども一人ひとりが活躍できる場を設定することができる。	・子どもが互いのよさを認め、高め合うことの大切さを実感できる場を設定し、自己有用感を育む実践を行うことができる。	・様々な集団でのよい人間関係の形成について効果的な指導ができ、さらに改善しながらよりよい指導法を探究することができる。	・よい人間関係の形成についてのより効果的な実践を、学校全体に広めることができる。
		安全・安心	15	・安全で安心できる環境の大切さについて理解している。	・いじめ、暴力行為、不登校がなく、子どもが安心して学校生活を送る環境を整えることができる。	・子どもにとって安全で安心な環境を維持するとともに、さらに適切な環境へ改善することができる。	・子どもにとって安全で安心な環境の実現に向けた校内の課題に気づき、他の教職員と連携して、改善することができる。	・子どもにとって安全で安心な環境の実現に関する取組を、学校組織全体で計画的に実践することができる。

キャリアステージ				0ステージ	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ	
				大阪市が求める着任時の姿	初任教員 期	若手教員 期	中堅教員 期	中核・ベテラン教員 期	
C	学習指導	授業デザイン	指導計画	16	・学習指導要領の教科等の目標や内容を理解している。	・学習指導要領に基づき、子どもの実態に応じた指導計画を作成することができる。	・単元や教材の特性を理解し、目標を明確にした学力向上につながる効果的な指導計画を作成することができる。	・子ども理解や適切な教材分析のもと、カリキュラム・マネジメントの視点を持って指導計画を作成することができる。	・学校の教育目標・課題に応じたカリキュラム・マネジメントの実施について教職員が共通理解できるよう指導・助言することができる。
			教材研究	17	・教材研究の基本的な方法を理解している。	・子どもの興味・関心を高めるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教材研究を行うことができる。 ・ICT等を活用した授業づくりができる。	・子どもの発達段階や習熟度を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教材研究を行うことができる。 ・ICT等を効果的に活用した授業づくりができる。	・「主体的・対話的で深い学び」をより効果的に実現するための授業づくりについて探究することができる。 ・ICT等を活用した事例の資料を収集し、より効果的に活用した授業づくりを広めることができる。	・授業づくりに関する幅広い知識を持ち、効果的な指導方法を校内外に広めることができる。
			授業研究・授業改善	18	・授業研究・授業改善に関する基本的な知識等を理解している。	・授業研究の重要性を理解し、積極的に取り組むことができる。 ・自分の授業を謙虚に振り返るとともに、他の教員の授業を参観して、積極的に授業改善ができる。	・子どもの実態や習熟度に応じた指導の実現に向けて、授業研究を積極的に行うことができる。 ・自分の授業を客観的に振り返り、他の教員のよいところを取り入れて授業改善ができる。	・効果的な指導の実現に向けて、授業研究や公開授業を積極的に行うことができる。 ・他の教員の授業を積極的に参観し、研究協議等で課題を明確にしたり、分析したりすることができる。	・授業研究や公開授業において校内外の教員に模範を示して指導・助言することができる。 ・授業改善に向けた組織的な取組や研究が活発になるように働きかけることができる。
			個に応じた指導	19	・個に応じた指導・支援に関する基本的な知識等を理解している。	・一人ひとりの子どもの学習状況をとらえ、個に応じた指導・支援を行うことができる。	・一人ひとりの子どもの学習状況を的確にとらえ、工夫して個に応じた指導・支援を行うことができる。	・子ども理解に基づく個に応じた指導・支援について、より効果的な方法を工夫し、実践することができる。	・子ども理解に基づく個に応じた指導・支援について、学校全体としての共通理解を深めながら実践することができる。
			授業評価	20	・目標に準拠した評価や指導と評価の一体化とは何か理解している。	・評価規準や評価方法を明確にし、目標に準拠した評価を適切に行うことができる。	・授業展開において適切な指導を行い、より客観性の高い評価を工夫して行うことができる。	・評価規準や評価方法等について研究を深め、校内で発信することができる。	・評価についての幅広い知識を持ち、評価方法の見直しや改善に関する研修会等を企画・実施することができる。
	授業実践		予考え学表現	21	・子どもの考えを引き出すことの重要性やそれを実現するための方法を理解している。	・子どもの考えを引き出す発問を工夫した授業を実践することができる。	・子どもの考えを引き出す発問や、積極的な表現活動を意識した授業を実践することができる。	・子どもの多面的・多角的な考えを引き出す発問や、適切な表現活動を工夫した授業を実践することができる。	・子どもの考えを引き出す発問や、表現活動を工夫した授業の模範を示し、学校全体で実践できるよう、教員の意識を高めることができる。
			話し合う	22	・子どもが協働的に学習することの意義やそのための適切なスキルについて理解している。	・子どもが協働的に学習する授業を行うための適切なスキルを身に付けて、授業を実践することができる。	・子どもの学習状況を把握し、多様な学習形態を取り入れながらより協働的な授業を効果的に実践することができる。	・協働的な学習についての効果的な指導の工夫をするとともに、授業展開のモデルとなる授業実践等を積極的に公開することができる。	・協働的な学習についての効果的な指導方法の模範を示し、その工夫・改善ができるよう教員の意識を高めることができる。
			め返あて学を振り返り	23	・子どもがめあてを持ち、学びを振り返る意義とそれを実行するための基本的な方法について理解している。	・子どもがめあてを明確に持ち、めあてを振り返る場面を設定した授業を実践することができる。	・子どもが学びを実感し、学習が定着するような授業展開を工夫して実践することができる。	・子どもが学びを実感し、学習が定着するような授業展開を研究し、より効果的な指導方法を積極的に公開することができる。	・子どもが学びを実感し、学習が定着するような授業展開についての模範を示し、学校全体でより効果的な指導方法を構築できるよう、教員の意識を高めることができる。
D	組織の運営と参画	協働	コミュニケーション	24	・教職員間のコミュニケーションの大切さを理解し、それを実践しようとする態度を有している。	・常に、教職員間でのコミュニケーションを大切にし、信頼関係を築くことができる。	・教職員間で積極的にコミュニケーションをとり、より深い信頼関係を築くことができる。	・教職員同士が常にコミュニケーションが図れるよう中心になって取り組み、明るい職場環境をつくることができる。	・教職員同士が常に連携することができるよう中心になって取り組み、風通しのよい職場環境をつくることができる。
			情報共有	25	・教職員間の情報共有の大切さを理解している。	・子どもや保護者に関する課題等への対応や相談について、一人で抱え込まず、報告・連絡・相談することができる。	・子どもや保護者に関する課題等への対応や相談について、学年や関係教職員と連携して取り組むために、必要な情報を共有することができる。	・子どもや保護者に関する課題等への適切な対応や相談について、教職員間で幅広く必要な情報を共有することができる。	・学校全体として課題解決に向けて、多方面からのより多くの情報等を教職員間で共有することができる。
			協働意識	26	・教職員で協働して取り組むことの大切さや特にそれが求められる場面を理解している。	・様々な教育活動を、他の教職員と協働して行うことができる。	・他の教職員からの意見や提案を積極的に受け止め、校務分掌等に協働して関わることができる。	・教職員間で積極的に協働するための課題に気付き、改善することができる。	・教職員全体の状況を意識し、管理職とともに一人ひとりの教職員の能力や特性を活かした協働的な組織づくりができる。
	学校運営		地域連携者・連携者	27	・保護者・地域との連携の重要性を理解している。	・保護者・地域・関係機関との連携の意義を理解し、適切に連携することができる。 ・校園間の連携の重要性について理解し、実践することができる。	・保護者・地域・関係機関とのよりよい連携のために、効果的な資源を見つけて活用することができる。 ・校園間の連携の効果的な取組を工夫して実践することができる。	・的確に課題を解決するために、保護者・地域・関係機関と連携を深めることができる。 ・校園間の連携について幅広い視点で企画・実践することができる。	・学校力を高めるために、保護者・地域・関係機関の持つ教育力を活用する等連携を深めることができる。 ・相手校園と連絡を密にし、計画的に校園間連携を実践することができる。
			危機・安全管理	28	・学校教育活動における危機管理とは何か理解している。 ・防災・減災教育の意義について理解し、計画に基づいて実践することができる。	・危機管理の重要性を理解し、常に意識して学校教育活動を行うことができる。 ・防災・減災教育の意義について理解し、計画に基づいて実践することができる。	・危機管理について、常に課題発見の姿勢を持って、学校教育活動を行うことができる。 ・防災・減災教育について、課題意識を持って積極的に実践することができる。	・危機管理について、保護者・地域・関係機関からの情報を元に学校教育活動を行うことができる。 ・防災・減災教育について、実践を振り返り、改善することができる。	・常に危機管理の視点を持ち、組織の中心になって学校教育活動における危機管理体制の整備ができる。 ・防災・減災教育について豊富な知識を持ち、組織的な実践計画を提案することができる。
			SDG	29	・教育におけるPDCAサイクルの重要性やその基本的な枠組みを理解している。	・「運営に関する計画」を理解して、PDCAサイクルに基づいた学級経営等の教育活動を実践することができる。	・「運営に関する計画」を意識して、PDCAサイクルに基づいた学級経営等の教育活動を、工夫、改善して実践することができる。	・「運営に関する計画」を常に意識して、学校の教育課題の解決に向けた取組を、PDCAサイクルに基づいて実践することができる。	・学校の教育課題の解決に向けた効果的な取組を、管理職と連携し、PDCAサイクルに基づいて実践することができる。

教員としての資質の向上に関する指標(養護教諭)(案)										資料 2			
キャリアステージ				0ステージ		第1ステージ		第2ステージ		第3ステージ		第4ステージ	
				大阪市が求める着任時の姿		初任教員 期		若手教員 期		中堅教員 期		中核・ベテラン教員 期	
A 基本的資質	法令遵守	使命・法令	1	・社会人としての一般常識を身に付け、守らなければならない法令を理解し、遵守している。	・教育公務員の使命と責任を理解し、法令等を遵守し、誠実かつ公正な態度で効率的に職務を遂行することができる。				・教育公務員の使命と責任、法令等の遵守や、計画的・効率的な職務遂行の重要性について、校内で積極的に発信することができる。		・教育公務員の使命と責任や法令に関する豊富な知識を持ち、計画的・効率的な職務遂行等について学校全体として課題を発見し、進んで改善することができる。		
		一マナー一般常識	2		・教育公務員として必要なマナー、適切な服装、言葉遣い等、誠実な態度で職務を遂行することができる。				・教育公務員としてのマナーや適切な服装、態度等について、校内で積極的に発信することができる。		・教育公務員としてのマナーや適切な服装、態度等について模範となり、学校全体として課題を発見し、改善することができる。		
		人権課題	3	・人権に関する基本的な知識等を理解し、人権尊重の態度を身に付けている。	・子ども一人ひとりの気持ちや願い、背景を理解して適切に指導することができる。				・鋭敏な人権感覚で学校の課題を把握し、解決に向けて積極的に教育活動を提案することができる。		・人権に関する豊富な知識や情報を持ち、学校組織として人権尊重の教育を中心となって実践することができる。		
		人権推進教育の学び続ける意欲	4		・子ども一人ひとりを尊重するとともに、いじめや暴力行為のない豊かな人間関係を形成する集団づくりができる。				・子ども一人ひとりを尊重するとともに、いじめや暴力行為のない人権尊重の教育を推進するために、学校全体で連携してよりよい集団づくりができる。		・子ども一人ひとりを尊重するとともに、思いやる心を育成する学校づくりの実現に向けて、地域や関係機関と連携した校内研修を企画・実践することができる。		
	自己研鑽	省察する姿勢	5	・主体的に学ぶ姿勢を身に付けている。	・校内外の研修を受講する等、主体的に学ぶことにより、自己の課題を分析し、改善することができる。		・研修や各種の研究会等に関する情報を収集して、自己の課題にあった研修、研究会等に積極的に参加し、自己の教師力を高めることができる。		・研修や各種の研究会等で得た情報や知識を教員同士が互いに共有し、活用するよう働きかけることができる。		・学び合い高め合う学校づくりに向けて、国や本市の動向を反映した最新の情報等を収集し、校内外での研修会で積極的に発信することができる。		
			6	・他者からアドバイスを受けることの重要性やその手順等を認識している。	・他者からのアドバイスを謙虚に受け止め、改善することができる。		・指導力を高めるために、自己の教育実践を積極的に公開し、他者からのアドバイスを活用することができる。		・自己の教育実践について省み、課題を分析したキャリアプランを作成する等、積極的に自己研鑽することができる。		・校内で自己評価、他者評価の結果を客観的に分析する等、他の教職員が謙虚に課題を改善するよう働きかけ、意識を高めることができる。		
B 子ども理解	個との関わり	受容的態度	7	・子どもに対して愛情を抱いている。	・カウンセリングマインドを持って子どもと関わり、信頼を得ることができる。		・公平かつ受容的・共感的な態度で子どもと関わり、より深い信頼関係を築くことができる。		・子ども理解に基づいた子どもとの関わり方について、校内で積極的に発信することができる。		・より深い子どもとの関わり方について、模範を示し、学校全体で教員の意識を高めることができる。		
		実態把握	8	・子どもの生活や健康についての基本的な知識等を理解している。	・子どもの生活や健康について情報を集め、適切に指導することができる。		・子どもの生活や健康について積極的に情報を収集し、課題を意識して指導することができる。		・幅広い視点で子どもを取り巻く状況について情報収集し、他の教員と協働して指導に活かすことができる。		・子どもの状況等について経験に基づいた適切な把握ができ、学校組織として共有することができる。		
		個性の伸長	9	・子ども一人ひとりのよさを見つけようとする姿勢を身に付けている。	・子ども一人ひとりの特性や心身の状況をとらえ、よさや可能性を伸ばすことができる。 ・子どもの思いやニーズを踏まえた進路指導及びキャリア教育を行うことができる。		・子ども一人ひとりの特性や心身の状況を多面的にとらえ、学校生活の様々な場面においてよさや可能性を伸ばすことができる。		・子ども一人ひとりのよさや可能性を伸ばし、活躍できる場の設定を、他の教員とともに企画、実現することができる。 ・子どもの思いやニーズに合った進路指導及びキャリア教育の取組を企画し、中心となって運営することができる。		・幅広い視点から子ども一人ひとりの特性を伸ばす取組について、学校全体として改善・充実することができる。		
		個に応じた支援	10	・支援を要する子どもについての基礎的な知識等を理解している。 ・インクルーシブ教育の基本的な考え方を理解している。	・支援を要する子どもについてその特性を理解し、適切に支援することができる。 ・障がいのある子どもの実態や保護者の願いを把握し、合理的配慮の観点から踏まえた「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成・活用し、指導・支援することができる。		・支援を要する子どもの状況を的確にとらえ、個に応じた適切に支援することができる。 ・障がいのある子どもの実態や保護者の願いを的確にとらえ、合理的配慮の観点から踏まえた「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成・活用し、個に応じた適切な指導・支援をすることができる。		・支援を要する子どもの課題を把握し、学年等において機能的な組織づくりができる。 ・「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」に基づき、校内委員会等を開催し、組織的な指導・支援を計画することができる。		・外部機関との連携を図り、学校全体として支援を要する子どもの個々の実態に応じた適切な指導・支援ができる。 ・学校全体でインクルーシブ教育に取り組むことの意義について教員相互の共通理解を深めることができる。		
	生活指導	問題行動	11	・子どもの問題行動についての基本的な知識等を理解し、それに応じるための基本的なスキルを有している。	・子どもの問題行動の事実を把握し、早期発見・早期対応することができる。 ・情報モラルに関する基本的な知識に基づいて、指導することができる。		・子どもの状況を把握し、様々な問題行動に対してその背景や原因も意識しながら、他の教員と連携して適切に指導することができる。		・子どもの問題行動の背景や原因を多面的にとらえ、迅速に解決するための学年等での取組を実践することができる。		・子どもの問題行動に関する多様な事例や関係機関との連携についての知識を持ち、学校全体としての生活指導力を高めることができる。		
		人間関係の形成	12	・一人ひとりの子どもが活躍できる集団のよさ、それを創るための方法論について理解している。	・様々な教育活動において、子ども一人ひとりが活躍できる場を設定することができる。		・子どもが互いのよさを認め、高め合うことの大切さを実感できる場を設定し、自己有用感を育む実践を行うことができる。		・様々な集団でのよい人間関係の形成について効果的な指導ができ、さらに改善しながらよりよい指導法を探究することができる。		・よい人間関係の形成についてのより効果的な実践を、学校全体に広めることができる。		
C 養護教諭の専門性	保健室経営	保健室経営	13	・養護教諭の役割と職務内容、保健室の機能について理解している。	・保健室を整理整頓し、子どもや保護者、教職員が来室しやすい保健室づくりができる。 ・子どもが保健室へ来室した際、カウンセリングマインドを持って思いを受けとめ、心身の観察をしながら課題を把握することができる。 ・健康に関する個人情報を適切に管理することができる。		・子どもの発達段階との関連を踏まえて保健室の機能を十分に活用し、子どもの心身の課題の分析、解決に向けて、養護教諭の専門性を活かして支援することができる。		・子どもの健康課題を予防的な視点でとらえて、教職員・保護者・学校医・学校歯科医・学校薬剤師と連携し、より効果的な支援をすることができる。		・現代的な健康課題との関連を踏まえて、日頃から必要な資料や情報の収集、整理を行い、教職員・保護者や地域と連携した組織的な支援を行うことができる。		
	健康相談	健康相談	14	・子どもの現代的な健康課題について基本的な内容を理解している。	・健康観察・保健室利用状況等から子どもの健康課題を早期発見し、管理職や他の教職員と情報を共有し、保護者と連携することにより、子どもが生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成するという視点で、健康相談を行うことができる。		・子どもが生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成するという視点で、健康相談を行う中で、校内委員会等の組織を活用することができる。		・子どもが生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成する取組を、他の教職員や保護者・地域と連携し、継続的に実施することができる。		・子どもが生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成するために、コーディネーター的役割を果たし、校内委員会等で、支援方針・支援方法等について、評価、再検討し専門的な立場から助言ができる。		

キャリアステージ				0ステージ	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ
				大阪市が求める着任時の姿	初任教員 期	若手教員 期	中堅教員 期	中核・ベテラン教員 期
C	保健管理	健康診断	15	・健康診断の目的と役割を理解している。	・健康診断の実施計画を企画・立案し、適切に実施することができる。 ・事前指導、事後措置を計画的に実施することができる。	・健康診断の結果を保健管理や個別の保健指導に活用し、保護者と連携して課題解決に取り組むことができる。 ・健康診断実施後に自己評価・他者評価を行い、次年度の計画に活かすことができる。	・健康診断の結果を教職員で情報共有し、事後措置等、子どもの健康課題解決に向けた取組を企画し、計画的に実施することができる。	・健康診断の結果を総合的に評価して、集団及び個別の健康課題を把握し、その解決に向けて、組織的な取組を実践することができる。
		救急処置	16	・救急処置の基本的内容について理解している。	・救急処置を適切に行うことができる。 ・アナフィラキシー症状や心臓疾患等、緊急性が高い疾患について、適切な対応ができる。	・地域の医療機関の情報を把握し、受診の必要性を的確に判断し、救急処置について適切に行うことができる。	・救急処置に関する医学的知識と技術を深め、校内の体制を整え、緊急時に連携して適切に対応することができる。	・救急処置に関する校内研修等において、教職員に対して指導的役割で実践することができる。
		疾病予防管理	17	・疾病の管理と予防、感染症についての基本的知識と予防方法について理解している。	・健康上支援が必要な子どもの疾病等について、教職員と情報共有し、適切に管理を行うことができる。 ・学級担任と協力して、健康観察と欠席調査を実施することができる。 ・感染症の発生時に、管理職と相談し、適切に措置を実施することができる。	・食物アレルギーや運動制限のある慢性疾患等について、教職員に周知するための校内研修等を企画することができる。 ・感染症の予防を日常的に努め、感染症の発生時には、迅速に措置を行うことができる。	・疾病管理について、関係機関と連携し、適切な措置を行うことができる。 ・学校等欠席者・感染症情報システム等を活用し、地域の感染症の流行状況を把握し、予防対策について、校内で適切に指導・助言することができる。	・慢性疾患を持つ子どもへの教育的支援と感染症の対応について、教職員に専門的な立場から指導・助言することができる。
		学衛校生環境	18	・安全・安心な環境衛生の大切さについて理解している。	・安全・安心な学習環境と適切な環境衛生の維持について、全教職員の共通理解を得ることができる。	・学校薬剤師と連携し、適切な環境衛生を維持するとともに、日常的な点検を教職員と協力して行うことができる。 ・結果について評価し、校内組織で情報共有することができる。	・日常的な点検の内容を教職員と共有し、適切な環境衛生を維持するとともに、課題のある場合は改善することができる。 ・子どもが、環境衛生について関心を持ち、適切な行動を選択できるよう指導することができる。	・適切な環境衛生を維持し、課題を改善するために、学校組織全体で取り組めるよう、教職員に効果的な指導・助言を行うことができる。
	保健教育	活専 指か門 導し性 たを	19	・学習指導要領の教科等の目標や内容を理解している。	・学習指導要領に基づき、学習内容の系統性や各学年のつながりについて把握することができる。	・学級担任や学年主任等と連携し、養護教諭の専門性を活かした保健教育を実施することができる。	・子どもの実態に応じた保健教育の計画の策定に参画し、評価、改善するなど、効果的に実践することができる。	・学校の教育目標・課題に応じた保健教育のカリキュラム・マネジメントの実施について、教職員が共通理解できるよう指導・助言することができる。
		教材研究	20	・教材研究の基本的な方法を理解している。	・子どもの興味・関心を高めるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教材研究を行うことができる。 ・ICT等を活用した授業づくりができる。	・子どもの発達段階や習熟度を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教材研究を行うことができる。 ・ICT等を効果的に活用した授業づくりができる。	・「主体的・対話的で深い学び」をより効果的に実現するための授業づくりについて探究することができる。 ・ICT等を活用した事例の資料を収集し、より効果的に活用した授業づくりを広めることができる。	・授業づくりに関する幅広い知識を持ち、効果的な指導方法を校内外に広めることができる。
	授業実践	考え 学表 び現 する	21	・子どもの考えを引き出すことの重要性やそれを実現するための方法を理解している。	・子どもの考えを引き出す発問を工夫した授業を実践することができる。	・子どもの考えを引き出す発問や、積極的な表現活動を意識した授業を実践することができる。	・子どもの多面的・多角的な考えを引き出す発問や、適切な表現活動を工夫した授業を実践することができる。	・子どもの考えを引き出す発問や、表現活動を工夫した授業の模範を示し、学校全体で実践できるよう、教員の意識を高めることができる。
		話 学し び合 う	22	・子どもが協働的に学習することの意義やそのための適切なスキルについて理解している。	・子どもが協働的に学習する授業を行うための適切なスキルを身に付け、授業を実践することができる。	・子どもの学習状況を把握し、多様な学習形態を取り入れながらより協働的な授業を効果的に実践することができる。	・協働的な学習についての効果的な指導の工夫をするとともに、授業展開のモデルとなる授業実践等を積極的に公開することができる。	・協働的な学習についての効果的な指導方法の模範を示し、その工夫・改善ができるよう教員の意識を高めることができる。
		め 返あ るて 学を び振 り	23	・子どもがめあてを持ち、学びを振り返る意義とそれを実行するための基本的な方法について理解している。	・子どもがめあてを明確に持ち、めあてを振り返る場面を設定した授業を実践することができる。	・子どもが学びを実感し、学習が定着するような授業展開を工夫して実践することができる。	・子どもが学びを実感し、学習が定着するような授業展開を研究し、より効果的な指導方法を積極的に公開することができる。	・子どもが学びを実感し、学習が定着するような授業展開についての模範を示し、学校全体でより効果的な指導方法を構築できるよう、教員の意識を高めることができる。
D	協働	ケ コ ミ ュ ニ ー シ ョ ン	24	・教職員間のコミュニケーションの大切さを理解し、それを実践しようとする態度を有している。	・常に、教職員間でのコミュニケーションを大切にし、信頼関係を築くことができる。	・教職員間で積極的にコミュニケーションをとり、より深い信頼関係を築くことができる。	・教職員同士が常にコミュニケーションが図れるよう中心になって取り組み、明るい職場環境をつくることができる。	・教職員同士が常に連携することができるよう中心になって取り組み、風通しのよい職場環境をつくることができる。
		情 報 共 有	25	・教職員間の情報共有の大切さを理解している。	・子どもや保護者に関する課題等への対応や相談について、一人で抱え込まず、報告・連絡・相談することができる。	・子どもや保護者に関する課題等への対応や相談について、学年や関係教職員と連携して取り組むために、必要な情報を共有することができる。	・子どもや保護者に関する課題等への適切な対応や相談について、教職員間で幅広く必要な情報等を共有することができる。	・学校全体として課題解決に向けて、多方面からのより多くの情報等を教職員間で共有することができる。
		協 働 意 識	26	・教職員で協働して取り組むことの大切さや特にそれが求められる場面を理解している。	・様々な教育活動を、他の教職員と協働して行うことができる。	・他の教職員からの意見や提案を積極的に受け止め、校務分掌等に協働して関わるができる。	・教職員間で積極的に協働するための課題に気付き、改善することができる。	・教職員全体の状況を意識し、管理職とともに一人ひとりの教職員の能力や特性を活かした協働的な組織づくりができる。
	学校運営	活学 動校 と保 健 連 組 織	27	・保護者・地域との連携の重要性を理解している。	・保健組織活動の意義を理解し、保護者・地域と連携した学校保健計画の立案に、専門的な立場から参画することができる。 ・校園間の連携の重要性について理解し、実践することができる。	・保護者・地域・関係機関と連携し、保健主事と協力して学校保健委員会の企画・運営に参画することができる。 ・校園間の連携について効果的な取組を工夫して実践することができる。	・学校保健委員会において、保護者・地域と連携して、子どもの現代的な健康課題を解決し、健康づくりに取り組むために、専門的な立場で参画することができる。 ・校園間の連携について幅広い視点で企画・実践することができる。	・学校全体で保護者・地域・関係機関と適切に連携・協力するとともに、それらの持つ教育力を取り込み、学校力を高めるための様々な取組を提案し、中心となって実践できる。 ・校園間の連携について、地域レベルでの健康づくりを中心になって計画的に実施することができる。
		危 機 ・ 管 理 ・ 安 全	28	・学校教育活動における危機管理とは何か理解している。	・危機管理の重要性を理解し、常に意識して学校教育活動を行うことができる。 ・防災・減災教育の意義について理解し、計画に基づいて実践することができる。	・危機管理について、常に課題発見の姿勢を持って、学校教育活動を行うことができる。 ・防災・減災教育について、課題意識を持って積極的に実践することができる。	・危機管理について、保護者・地域・関係機関からの情報を元に学校教育活動を行うことができる。 ・防災・減災教育について、実践を振り返り、改善することができる。	・常に危機管理の視点を持ち、組織の中心になって学校教育活動における危機管理体制の整備ができる。 ・防災・減災教育について豊富な知識を持ち、組織的な実践計画を提案することができる。
		サ イ ド イ ク ル A	29	・学校組織運営や校務分掌について理解している。 ・教育や保健室経営におけるPDCAサイクルの重要性や基本的な枠組みを理解している。	・「運営に関する計画」を理解し、「保健室経営計画」を立案し、PDCAサイクルに基づいた保健室経営等の教育活動を実践することができる。	・「運営に関する計画」「保健室経営計画」を意識して、PDCAサイクルに基づいた保健室経営等の教育活動を工夫・改善して実践することができる。 ・「保健室経営計画」について、自己評価・他者評価を行うことができる。	・「運営に関する計画」「保健室経営計画」を常に意識して、学校の教育課題の解決に向けた取組を、PDCAサイクルに基づいて実践することができる。 ・「保健室経営計画」について、自己評価・他者評価を行い、改善することができる。	・学校の教育課題の解決に向けた効果的な取組を、管理職と連携し、PDCAサイクルに基づいて実践することができる。 ・学校運営のビジョンに立った、課題解決型の保健室経営をマネジメントできる。

教員としての資質の向上に関する指標(栄養教諭)(案)

資料 3

キャリアステージ				0 ステージ	第1 ステージ	第2 ステージ	第3 ステージ	第4 ステージ
				大阪市が求める着任時の姿	初任教員 期	若手教員 期	中堅教員 期	中核・ベテラン教員 期
A	法令遵守	使命・法令	1	・社会人としての一般常識を身に付け、守らなければならない法令を理解し、遵守している。	・教育公務員の使命と責任を理解し、法令等を遵守し、誠実かつ公正な態度で効率的に職務を遂行することができる。		・教育公務員の使命と責任、法令等の遵守や、計画的・効率的な職務遂行の重要性について、校内で積極的に発信することができる。	・教育公務員の使命と責任や法令に関する豊富な知識を持ち、計画的・効率的な職務遂行等について学校全体として課題を発見し、進んで改善することができる。
		一般的な常識	2					
	人権尊重	人権課題	3	・人権に関する基本的な知識等を理解し、人権尊重の態度を身に付けている。	・子ども一人ひとりの気持ちや願い、背景を理解して適切に指導することができる。		・鋭敏な人権感覚で学校の課題を把握し、解決に向けて積極的に教育活動を提案することができる。	・人権に関する豊富な知識や情報を持ち、学校組織として人権尊重の教育を中心となって実践することができる。
		人権推進教育の	4					
	自己研鑽	学び意欲を続ける	5	・主体的に学ぶ姿勢を身に付けている。	・校内外の研修を受講する等、主体的に学ぶことにより、自己の課題を分析し、改善することができる。	・研修や各種の研究会等に関する情報を収集して、自己の課題にあった研修、研究会等に積極的に参加し、自己の教師力を高めることができる。	・研修や各種の研究会等で得た情報や知識を教員同士が互いに共有し、活用するよう働きかけることができる。	・学び合い高め合う学校づくりに向けて、国や本市の動向を反映した最新の情報を収集し、校内外での研修会で積極的に発信することができる。
		省察姿勢する	6					
B	子どもの理解	態度受容的	7	・子どもに対して愛情を抱いている。	・カウンセリングマインドを持って子どもと関わり、信頼を得ることができる。	・公平かつ受容的・共感的な態度で子どもと関わり、より深い信頼関係を築くことができる。	・子ども理解に基づいた子どもとの関わり方について、校内で積極的に発信することができる。	・より深い子どもとの関わり方について、模範を示し、学校全体で教員の意識を高めることができる。
		実態把握	8					
		個性の伸長	9					
		個に応じた支援	10					
	生活指導	問題行動	11	・子どもの問題行動についての基本的な知識等を理解し、それに応じるための基本的なスキルを有している。	・子どもの問題行動の事実を把握し、早期発見・早期対応することができる。	・子どもの状況を把握し、様々な問題行動に対してその背景や原因も意識しながら、他の教員と連携して適切に指導することができる。	・子どもの問題行動の背景や原因を多面的にとらえ、迅速に解決するための学年等での取組を実践することができる。	・子どもの問題行動に関する多様な事例や関係機関との連携についての知識を持ち、学校全体としての生活指導力を高めることができる。
		人間関係の形成	12					
		安全・安心	13					
	個との関わり			・子ども一人ひとりのよさを見つけようとする姿勢を身に付けている。	・子ども一人ひとりの特性や心身の状況をとらえ、よさや可能性を伸ばすことができる。	・子ども一人ひとりの特性や心身の状況を多面的にとらえ、学校生活の様々な場面においてよさや可能性を伸ばすことができる。	・子ども一人ひとりのよさや可能性を伸ばし、活躍できる場の設定を、他の教員とともに企画、実現することができる。	・幅広い視点から子ども一人ひとりの特性を伸ばす取組について、学校全体として改善・充実することができる。
	子どもの理解			・子どもの生活や健康についての基本的な知識等を理解している。	・子どもの食生活等に関わる実態や生活や健康についての情報を基に、適切に食に関する指導や学校給食管理に活かすことができる。	・子どもの食生活等に関わる実態把握や生活や健康についての情報収集を積極的に行之、課題を意識して、食に関する指導や学校給食管理に活かすことができる。	・幅広い視点で子どもを取り巻く状況について実態把握や情報収集し、他の教職員と協働して食に関する指導や学校給食管理に活かすことができる。	・子どもの状況等について経験に基づいた適切な把握ができ、学校組織として共有することができる。
	生活指導			・子ども一人ひとりのよさや可能性を伸ばす取組について、学校全体として改善・充実することができる。	・子ども一人ひとりの特性や心身の状況を多面的にとらえ、学校生活の様々な場面においてよさや可能性を伸ばすことができる。	・子ども一人ひとりの特性や心身の状況を多面的にとらえ、学校生活の様々な場面においてよさや可能性を伸ばすことができる。	・子ども一人ひとりのよさや可能性を認め、高め合うことの大切さを実感できる場を設定し、自己有用感を育む実践を行うことができる。	・子ども一人ひとりのよさや可能性を認め、高め合うことの大切さを実感できる場を設定し、自己有用感を育む実践を行うことができる。
	生活指導			・子ども一人ひとりの子どもが活躍できる集団のよさ、それをつくるための方法論について理解している。	・様々な教育活動において、子ども一人ひとりが活躍できる場を設定することができる。	・子どもが互いのよさを認め、高め合うことの大切さを実感できる場を設定し、自己有用感を育む実践を行うことができる。	・様々な集団でのよい人間関係の形成について効果的な指導ができ、さらに改善しながらよりよい指導法を探究することができる。	・よい人間関係の形成についてのより効果的な実践を、学校全体に広めることができる。
	生活指導			・安全で安心できる環境の大切さについて理解している。	・いじめ、暴力行為、不登校がなく、子どもが安心して学校生活を送る環境を整えることができる。	・子どもにとって安全で安心な環境を維持するとともに、さらに適切な環境へ改善することができる。	・子どもにとって安全で安心な環境の実現に向けた校内の課題に気づき、他の教職員と連携して、改善することができる。	・子どもにとって安全で安心な環境の実現に関する取組を、学校組織全体で計画的に実践することができる。

キャリアステージ				0 ステージ	第1 ステージ	第2 ステージ	第3 ステージ	第4 ステージ
				大阪市が求める着任時の姿	初任教員 期	若手教員 期	中堅教員 期	中核・ベテラン教員 期
C 栄養教諭の専門性	学校給食の管理	栄養給食の管理	14	・栄養管理について基本的な内容を理解している。	・「学校給食実施基準」や「学校給食標準献立」の内容を理解し、献立を作成することができる。 ・学校給食の調理や配食等について、情報提供することができる。	・学校給食の課題に即した情報を収集・活用し、献立を作成することができる。 ・学校給食の調理や配食等について、適切に情報提供や指導・助言することができる。	・学校給食に関する専門的知識を活かして、献立を作成することができる。 ・献立の充実に向けて、年間計画の策定、食材選定、献立開発等に関わり、工夫・改善することができる。	・学校給食に関する高度な専門的知識を活かして、献立を作成することができる。 ・献立作成全般に関り、改善・充実させるとともに、学校給食について、助言することができる。
		衛生給食の管理	15	・衛生管理について基本的な内容を理解している。	・「学校給食衛生管理基準」や「大阪市の給食調理・衛生管理マニュアル」に基づき、学校給食施設・設備の改善及び衛生管理が実施できるよう助言することができる。	・学校給食施設・設備の改善及び衛生管理が適切に実施できているか・日常点検し、助言することができる。	・学校給食施設・設備の改善及び衛生管理について、課題解決に向けて、工夫・改善することができる。	・学校給食施設・設備の改善及び衛生管理について、他校からの相談に適切に助言することができる。
		給の食指導の専門時間	16	・給食の時間における食に関する指導の基本的な内容を理解している。	・学校給食を生きた教材とし、食品の産地や栄養的な特徴等について資料提供や直接的な指導をすることができる。 ・教科等で学習した内容について、学校給食を通して確認させることができる。	・食に関する指導の年間指導計画をもとに、資料提供や直接的な指導をすることができる。 ・教科等で学習した内容について、学校給食を通して定着させることができる。	・他校に食に関する指導の資料等を提供することができる。 ・子どもの状況を把握し、学級担任と連携し、その後の指導に活かすことができる。	・食に関する指導について他校からの相談に適切に助言することができる。 ・子どもの状況をふまえ、効果的な課題解決法を積極的に発信することができる。
	食に関する指導	教科指導等の	17	・教科等における食に関する指導の基本的な内容を理解している。	・学習指導要領や「食に関する指導の手引き」に基づき、教科等における食に関する指導について、学級担任・教科担任と連携し、授業参画することができる。 ・ICT等を活用した授業づくりができる。	・子どもの発達段階や習熟度を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教材研究を行うことができる。 ・教科等における食に関する指導について、学級担任・教科担任と連携し、積極的に授業参画することができる。 ・ICT等を効果的に活用した授業づくりができる。	・「主体的・対話的で深い学び」により効果的に実現するための授業づくりについて探究することができる。 ・食に関する指導について、他の教職員に適切に助言することができる。 ・ICT等を活用した事例等の資料を収集し、より効果的に活用した授業づくりを広めることができる。	・効果的な指導方法を校内外の教員に模範を示して指導・助言することができる。 ・授業改善に向けた組織的な取組や研究が活発になるように働きかけることができる。
		個別談話指導的な	18	・個別的な相談指導における基本的な内容を理解している。	・「食に関する指導の手引き」や「食物アレルギー対応指針」等の内容を理解し、食に関する健康課題を有する子どもやその保護者に対し、相談指導することができる。 ・食物アレルギー等について、必要に応じて学校医等と連携し、課題を解決することができる。	・食に関する健康課題について、組織的な対応ができる様に校内体制を整備し、適切な相談指導をすることができる。 ・食物アレルギー等について、教職員間で共通理解するために、資料を提供したり、校内研修の場で、専門的に助言したりすることができる。	・食物アレルギーや食に関する健康課題等について、教職員が組織的に対応するために、校内研修等を企画・運営することができる。	・食物アレルギーや食に関する健康課題等について、他校からの相談にも適切に助言することができる。 ・個別的な相談指導の充実に関わり、助言することができる。
	授業実践	考える学表現	19	・子どもの考えを引き出すことの重要性やそれを実現するための方法を理解している。	・子どもの考えを引き出す発問や、積極的な表現活動を意識した授業を実践することができる。	・子どもの考えを引き出す発問や、積極的な表現活動を意識した授業を実践することができる。	・子どもの多面的・多角的な考えを引き出す発問や、適切な表現活動を工夫した授業を実践することができる。	・子どもの考えを引き出す発問や、表現活動を工夫した授業の模範を示し、学校全体で実践できるよう、教員の意識を高めることができる。
		話し合う	20	・子どもが協働的に学習することの意義やそのための適切なスキルについて理解している。	・子どもが協働的に学習する授業を行うための適切なスキルを身に付け、授業を実践することができる。	・子どもの学習状況を把握し、多様な学習形態を取り入れながらより協働的な授業を効果的に実践することができる。	・協働的な学習についての効果的な指導の工夫をするともに、授業展開のモデルとなる授業実践等を積極的に公開することができる。	・協働的な学習についての効果的な指導方法の模範を示し、その工夫・改善ができるよう教員の意識を高めることができる。
		振り返る学び振	21	・子どもがめあてを持ち、学びを振り返る意義とそれを実行するための基本的な方法について理解している。	・子どもがめあてを明確に持ち、めあてを振り返る場面を設定した授業を実践することができる。	・子どもが学びを実感し、学習が定着するような授業展開を工夫して実践することができる。	・子どもが学びを実感し、学習が定着するような授業展開を研究し、より効果的な指導方法を積極的に公開することができる。	・子どもが学びを実感し、学習が定着するような授業展開についての模範を示し、学校全体でより効果的な指導方法を構築できるよう、教員の意識を高めることができる。
D 組織の運営と参画	協働	コミュニケーション	22	・教職員間のコミュニケーションの大切さを理解し、それを実践しようとする態度を有している。	・常に、教職員間でコミュニケーションを大切にし、信頼関係を築くことができる。	・教職員間で積極的にコミュニケーションをとり、より深い信頼関係を築くことができる。	・教職員同士が常にコミュニケーションが図れるよう中心になって取り組み、明るい職場環境をつくることができる。	・教職員同士が常に連携することができるよう中心になって取り組み、風通しのよい職場環境をつくることができる。
		情報共有	23	・教職員間の情報共有の大切さを理解している。	・子どもや保護者に関する課題等への対応や相談について、一人で抱え込まず、報告・連絡・相談することができる。	・子どもや保護者に関する課題等への対応や相談について、学年や関係教職員と連携して取り組むために、必要な情報を共有することができる。	・子どもや保護者に関する課題等への適切な対応や相談について、教職員間で幅広く必要な情報を共有することができる。	・学校全体として課題解決に向けて、多方面からのより多くの情報等を教職員間で共有することができる。
		協働意識	24	・教職員で協働して取り組むことの大切さや特にそれが求められる場面を理解している。	・様々な教育活動を、他の教職員と協働して行うことができる。	・他の教職員からの意見や提案を積極的に受け止め、校務分掌等に協働して関わることができる。	・教職員間で積極的に協働するための課題に気付き、改善することができる。	・教職員全体の状況を意識し、管理職とともに一人ひとりの教職員の能力や特性を活かした協働的な組織づくりができる。
	学校運営	地域保護者連携・	25	・保護者・地域・関係機関との連携の意義を理解し、適切に連携することができる。 ・保護者・地域との連携の重要性を理解している。 ・校園間の連携の重要性について理解し、実践することができる。 ・区の栄養教育推進事業として、栄養教諭未配置校への食に関する指導ができる。	・保護者・地域・関係機関との連携の意義を理解し、適切に連携することができる。 ・校園間の連携の重要性について理解し、実践することができる。 ・区の栄養教育推進事業として、栄養教諭未配置校への食に関する指導ができる。	・保護者・地域・関係機関とのよりよい連携のために、効果的な資源を見つけて活用することができる。 ・校園間の連携の効果的な取組を工夫して実践することができる。 ・区の栄養教育推進事業における教材研究や指導法について工夫・改善することができる。	・的確に課題を解決するために保護者・地域・関係機関と連携を深めることができる。 ・校園間の連携について幅広い視点で企画・実践することができる。 ・区の栄養教育推進事業の中核となり、取組をさらに充実させることができる。	・学校力を高めるために、保護者・地域・関係機関の持つ教育力を活用する等連携を深めることができる。 ・相手校園と連絡を密にし、計画的に校園間連携を実践することができる。 ・区の栄養教育推進事業の中核とより取組を充実させるとともに、指導・助言することができる。
		学校運営給食の	26	・学校給食の重要性を理解している。	・学校給食におけるルールを守るよう、子どもに指導することができる。 ・学級担任等が行う衛生管理に係る指導について、助言することができる。	・学校給食におけるルールについて、学校全体の状況を把握し、教職員に適切に助言することができる。 ・学級担任等が行う衛生管理に係る指導について、適切に指導・助言することができる。	・学校給食に関する校内体制を整備することができる。	・学校給食に関する校内体制の整備について、他校からの相談に適切に助言することができる。
		連携指に・専門調の調整	27	・食に関する指導の重要性を、理解している。	・食に関する指導の全体計画や年間指導計画、学校給食に関する基本計画の策定に、参画することができる。	・食に関する指導の全体計画や年間指導計画、学校給食に関する基本計画の策定に、専門性を活かし、中心となって関わるることができる。	・教育活動全体の中で、食に関する指導を計画的、組織的に実施できるよう、中心となって働きかけることができる。	・教育活動全体の中で体系的な食に関する指導を計画的、組織的に行い、効果的な実践を広めることができる。
		危機・安全管理	28	・学校教育活動における危機管理とは何か理解している。	・危機管理の重要性を理解し、常に意識して学校教育活動を行うことができる。 ・防災・減災教育の意義について理解し、計画に基づいて実践することができる。	・危機管理について、常に課題発見の姿勢を持って、学校教育活動を行うことができる。 ・防災・減災教育について、課題意識を持って積極的に実践することができる。	・危機管理について、保護者・地域・関係機関からの情報を元に学校教育活動を行うことができる。 ・防災・減災教育について、実践を振り返り、改善することができる。	・常に危機管理の視点を持ち、組織の中心になって学校教育活動における危機管理体制の整備ができる。 ・防災・減災教育について豊富な知識を持ち、組織的な実践計画を提案することができる。
		SAIDCKLA	29	・PDCAサイクルに基づいた食に関する指導や学校給食の管理に関する基本的な内容を理解している。	・「運営に関する計画」を理解して、PDCAサイクルに基づいた食に関する指導や学校給食の管理等、教育活動を実践することができる。	・「運営に関する計画」を意識して、自己評価・他者評価を行い、PDCAサイクルに基づいた食に関する指導や学校給食の管理等の教育活動を工夫・改善して実践することができる。	・「運営に関する計画」を常に意識して、栄養教諭の専門性を活かして、学校の教育課題の解決に向けた取組を、PDCAサイクルに基づいて実践することができる。	・学校の教育課題の解決に向けた効果的な取組を、管理職と連携し、PDCAサイクルに基づき栄養教諭の専門性を活かして、実践することができる。

管理職としての資質の向上に関する指標(案)

キャリア			副校長・教頭	校長・園長
A 基本的 資質	法令遵守	使命・法令	1 ・教育公務員の使命と責任を理解し、法令等を遵守するとともに、教職員の規律確保ができる。 ・副校長・教頭としての職責や使命を自覚し、職務を遂行することができる。	・教育公務員の使命と責任を理解し、法令等を遵守するとともに、教職員の規律確保・管理ができる。 ・校長・園長としての職責や使命を自覚し、職務を遂行することができる。
		倫理観	2 ・教育公務員としての適切なマナーや服装、態度等について教職員を指導し、市民から信頼される倫理観の高い学校園づくりを補佐することができる。	・教育公務員としての高い倫理観を醸成し、市民から信頼される学校園づくりができる。
	人権尊重	人権教育推進計画	3 ・人権尊重の理念に基づき、「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」の立案に参画し、学校園での人権教育を推進することができる。	・「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」を策定し、全ての教育活動に人権尊重の視点を位置づけた学校園運営ができる。
		人権教育の推進	4 ・人権を尊重する教育の推進に向けて、子ども一人ひとりの状況を把握し、子どもの心に寄り添い保護者から信頼される教職員の在り方について、指導・助言を行うとともに、状況等を校長・園長に報告することができる。	・人権を尊重する教育の推進に向けて、子どもの心に寄り添い保護者から信頼される教職員の在り方について、適切な指導・助言を行うとともに、保護者・地域への啓発をすることができる。
	自己研鑽	自己伸長	5 ・組織マネジメントや教職員の指導力育成に関する教育的識見を深めるよう積極的に研修を受講する等、自己研鑽することができる。	・組織マネジメント力や強いリーダーシップ力を備え、豊かな教育的識見を深めるよう積極的に研修を受講する等、恒常的に自己研鑽することができる。
		情報収集	6 ・学校園運営に活かすために、国や本市の動向、教育関連施策の情報等を幅広く収集し、校長・園長に情報提供することができる。	・自校園の自己評価・他者評価から明らかになった課題の解決に向け、国や本市の動向、教育関連施策等、必要な情報を収集することができる。
B 学校園 経営・ マネジ メント	学校園運営	めざす学校園像の実現	7 ・めざす学校園像の実現に向け、「運営に関する計画」の立案について意見具申することができる。 ・子どもにとって必要な力を育成し、特色ある学校園づくりに必要な予算計画の立案に参画することができる。	・めざす学校園像の実現に向け、「運営に関する計画」を策定し、PDCAサイクルに基づいた学校園運営ができる。 ・特色ある学校園づくりに必要な予算計画を立案するとともに計画的に執行することができる。
		各種調査の活用	8 ・「全国学力・学習状況調査」「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」等の結果をふまえ、学校園の諸課題を把握・整理するとともに、校長・園長を補佐して円滑な学校園運営をすることができる。	・「全国学力・学習状況調査」「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」等の結果をふまえ、学校園の諸課題を把握・整理し、中・長期的なビジョンを持った学校園運営ができる。
		安全・安心	9 ・いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待等を防止するために、教職員に適切に助言し、関係諸機関と連携して、子どもが落ち着いて学習に取り組める環境づくりを大切にした安全で安心できる学校園運営を補佐することができる。	・いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待等を防止するために、全教職員の協力体制を整えるとともに、関係諸機関と連携して、子どもが落ち着いて学習に取り組める環境づくりを大切にした安全で安心できる学校園運営をすることができる。
	危機・安全管理	危機・安全管理	10 ・安全な学校園づくりに向け、計画的に安全点検を行うなど、施設・設備等を整備することができる。 ・学校園に係るさまざまな緊急時の対応を想定し、危機管理体制・具体的な対応手順を整え、危機・安全管理に対する周知と的確な指示を行うとともに、改善点等を校長・園長に報告することができる。	・安全な学校園づくりに向け、教職員を統率し組織的に教育環境の整備をすることができる。 ・学校園に係るさまざまな緊急時の対応を想定し、「学校危機管理マニュアル」や「学校防災マニュアル」等を適切に策定することができる。 ・関係諸機関と連携した危機管理体制等を整備するとともに、教職員への確かな指示をする等、危機・安全管理ができる。
	開かれた学校園づくり	地域社会等との連携・協働	11 ・学校園運営及び教育の充実に向け、保護者や地域、学校協議会をはじめ関係諸機関や諸団体と良好な関係を築き、連携・協働が円滑にすすむよう校長・園長を補佐することができる。	・学校園運営及び教育の充実に向け、保護者や地域、学校協議会をはじめ関係諸機関や諸団体との連携・協働を円滑に行うことができる。
		情報発信	12 ・教職員に地域連携の重要性について啓発するとともに、開かれた学校園づくりをするため、参観や諸行事、学校園公開やホームページを通して、積極的に教育活動を発信することができる。	・参観や諸行事、学校園公開等のあらゆる機会やホームページを通して、積極的に教育活動を発信し、学校園についての理解を求め、開かれた学校園づくりができる。

キャリア			副校長・教頭		校長・園長
B 学校園経営・マネジメント	組織管理	予算・情報管理	13	・幼児児童生徒費や学校園運営費等の管理及び文書等の情報管理をすることができる。	・幼児児童生徒費や学校園運営費等の適切な執行と管理及び文書等の情報管理をすることができる。
		カリキュラム・マネジメント	14	・カリキュラム・マネジメントの適切な実施について点検・確認し、課題の解決に向けて教職員に指導助言するとともに校長・園長に状況を報告することができる。	・学校園全体として教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立することができる。
		メンタルヘルスマネジメント	15	・教職員が働きやすい職場環境をつくとともに、教職員のメンタルヘルスの状況について把握し、校長・園長に報告することができる。	・全教職員が働きやすい職場環境をつくり、適切なメンタルヘルスの管理を行うことができる。
	サービス管理	コンプライアンスの遵守	16	・不祥事防止・根絶への強い決意を持って、教職員の模範となること ・コミュニケーションを大切にしたい風通しの良い職場環境をつくとともに、教職員の勤務状況等を把握し、校長・園長に報告することができる。 ・服務規律に関する校園内研修を実施する等、教職員のコンプライアンス意識を高めることができる。	・学校園のリーダーとして、不祥事防止・根絶への強い決意を持ち、全教職員の模範となること ・コミュニケーションを大切にしたい風通しの良い職場環境をつくとともに、校園内研修等で服務規律に関して指導を徹底し、コンプライアンス意識の高い学校園づくりができる。
		ハラスメントの防止	17	・「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」等の防止につねに心を配り、情報を収集して校長・園長に報告するとともに、教職員に注意喚起及び指導ができる。	・「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」等の防止に心を配り、指導・助言をする等、適切に管理することができる。
		職務遂行の管理	18	・教職員の職務遂行について、適切に管理・指導ができる。 ・学校園事務の適切な処理・点検及び効率的な執行・管理運営ができる。	・全教職員の職務遂行について、適切に管理・指導ができる。 ・学校園事務の適切な処理・点検及び効率的な執行ができ、全教職員の事務執行の適切な管理ができる。
	教職員への指導	授業力の向上	19	・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた学習指導・授業改善に関する校園内研修を計画的に実施し、教員の授業力を向上させることができる。	・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた学習指導・授業改善に関する豊富な知識を持ち、優れた実践例を校園内研修で教員に紹介する等、適切な指導・助言を行い教員の授業力を向上させることができる。
		配慮を要する子どもへの支援	20	・特別な配慮を必要とする子どもの状況を把握し、適切な支援や「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」の立案及び適切な実施について教職員に指導・助言することができる。	・特別な配慮を必要とする子どもについての専門的な知識のもと、状況を把握し、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づいた適切な支援ができるよう教職員へ指導・助言することができる。
		保護者・地域との関係構築	21	・子どもや保護者、地域との良好な関係の構築について教職員へ指導・助言を行うことができ、状況を校長・園長に報告することができる。	・子どもや保護者、地域との深い信頼関係を構築し、地域社会と協働した教育活動の実施について教職員へ指導・助言を行うことができる。
		研修の推進	22	・教職員が主体的に自己の指導力等の向上に取り組むよう、必要な内容の研修や資料について助言や指導をすることができ、進捗の状況を校長・園長に報告することができる。	・教職員が主体的に自己のキャリアステージを意識して指導力等の向上に取り組むよう、幅広い視点で自己研鑽の方法について助言や指導をすることができる。
	人材育成・評価	適切な人材配置	23	・組織として十分に機能するよう、教職員の能力や適性を把握し、校長・園長に適切な人材配置について具申することができる。	・組織として十分に機能するよう、教職員の能力や適性を有効に活用した適切な人材配置を、中長期的な展望を持って行うことができる。
		資質向上	24	・教職員にそれぞれのキャリアステージにあった具体的な指導・助言を行い、職務への意欲を喚起するとともに資質を向上させることができる。	・全教職員にそれぞれのキャリアステージにあった具体的な指導・助言を行い、職務への意欲を喚起するとともに資質を向上させることができる。
		教職員の評価	25	・教職員の能力や実績を的確に把握し、公正に評価することができる。	・全教職員の能力や実績を的確に把握し、公正に評価することができる。